

○文部科学省告示第四十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

無題（テルマタイオーナ）	普遍的な元素と自然界	構成的なコンポジション	形態のコントラスト	セレの屋根	立つ裸体（立つ女性裸婦）	女性の胸像（フェルナンド・オリヴィエ）	立つ裸体（3人の裸婦の習作）	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和五年三月十日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和五年五月十日から令和五年九月八日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	石橋財団アーティゾン美術館 館長 石橋 寛 東京都中央区京橋一―七―二	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	石橋財団アーティゾン美術館 館長 石橋 寛 東京都中央区京橋一―七―二 令和五年六月三日から令和五年八月二十日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	先覚者	無題（A M A # 1 6 1 6）	パークリー#21	無題（縦長の台形のあるコンポジション）	ダンスの努力	絵画
	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右